

宗齊会須波居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0848-69-2300
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00
土曜日 8:30～12:30
(日曜・祝祭日・国民の休日・年末年始は休み)
担当介護支援専門員 3名
※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 宗齊会須波居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人宗齊会 宗齊会須波居宅介護支援事業所
所在地	広島県三原市須波ハイツ2丁目2番5号
介護保険指定番号	広島県 3470900139
サービスを提供する地域	三原市 竹原市 (但し鷺浦町、久井町、大和町を除く)

※上記地域以外の方でサービスをご利用になりたい方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	計
管理者	1名	3.0名 (常勤換算)
主任介護支援専門員	3名	
常勤介護支援専門員	3名	

(3) 営業時間

平日	午前8:30～午後17:00
土曜日	午前8:30～午後12:30

但し国民の祝日、12月30日～1月3日・8月第2月曜日はお休みとなります。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 利用者、家族からの相談申し込みを受け、居宅を訪問します。利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当事業所と契約をします。
- ③ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ④ 各関連機関（医師、サービス機関等）と連携しサービス内容を調整します。
- ⑤ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します
- ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から同意をいただきます。
- ⑦ 毎月（必要時随時）訪問し、サービスについて利用者から評価をいただき、サービス内容を見直します。サービス変更時は関連機関が集まり話し合いをいたします。
- ⑧ 支援経過は記録します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日利用者が属する市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護 1・2	10,860 円/月
要介護 3・4・5	14,110 円/月

居宅支援特定事業所加算Ⅲ 3,230 円/月

24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できる体制を確保、介護支援専門員に対し計画的に研修を実施、地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場合でも対応できること等

入院時情報連携加算（Ⅰ）入院当日中 2,500 円/月

入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後 3 日以内 2,000 円/月

入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。事業所の営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む

退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,500 円/月 （Ⅰ）ロ 6,000 円/月
退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,000 円/月 （Ⅱ）ロ 7,500 円/月
退院・退所加算（Ⅲ） 9,000 円/月

入院期間病院職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

通院時情報連携加算 500 円/月

利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

初回の支援評価 初回加算 3,000 円/月

新規に居宅サービスを策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合についての評価を行う

（２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

（３）解約料

利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

お電話又は文書でお申し出下さればいつでも解約できます。ただし、最低でもサービスの終了を希望する１週間前までには、お申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了約１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④その他

利用者様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合及び下記に掲げる禁止事項に違反した場合は、即座にサービス中止や契約を解除することもあります。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・ 事業所の介護支援専門員は可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- ・ 事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないように公正中立に行う。又、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設並び地域住民、非公的サービス等との連携に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成については、MDS-HC方式を使用し問題点を抽出後、各関連機関と連携をとり利用者、介護者の希望を最大限にとり入れて実施する。

(3) サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	MDS-HC方式
介護支援専門員への研修の実施	年に数回、市、県の研修会に参加

7. 秘密の保持について

- (1) 事業者、介護支援専門員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密及び個人情報を、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、利用者又は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者ならびに当該家族の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応

- (1) 必要な措置を講じます。（救急車の手配、医師への連絡等）
- (2) 事業者は事故が発生した報告を速やかに市町村、利用者の家族等に行います。
- (3) 当事業所の過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に

は、その損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額させていただきます。

9. 事業計画、サービス提供記録等の閲覧

事業計画やサービス提供記録等に関して、利用者もしくは利用希望者とその家族が希望される場合には、いつでも閲覧することができます。希望される方は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員まで提出してください。

10. その他

サービス事業者に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

11. 高齢者虐待の通報義務に関して

介護支援専門員は高齢者虐待の早期発見に努め、又は在宅療養者が虐待を受けていると発見した場合通報義務又は通報努力が課せられています。

12. サービス内容に関する苦情・相談

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談に関しては24時間体制で居宅事業所、管理者が承ります。

① 宗斉会須波居宅介護支援事業所 管理者 鳳林 幸治	三原市須波ハイツ2丁目2番5号 電話番号(0848)69-2300 FAX番号(0848)69-2370 受付時間外専用080-6325-4600 受付時間8:30~17:00
② 三原市介護保険相談窓口 高齢者福祉課	三原市港町三丁目5番1号 電話番号(0848)67-6240 受付時間8:30~17:15
③ 竹原市介護保険相談窓口 介護福祉係	竹原市中央五丁目1番35号 電話番号(0846)22-7743 受付時間8:30~17:15
④ 広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	広島市中区東白島町19-49国保会館 電話番号(082)554-0783 受付時間8:30~17:15

災害時における居宅介護支援事業所の対応について

災害時(台風、大雨、大雪等による異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合)は利用者の安全を第一に考え、その日の営業(訪問による面談、契約、担当者会議開催等)を中止させていただく場合があります、再度日程の調整をさせていただきます。尚、電話対応(相談・連絡調整等)については災害時であっても行っております。

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明しました。

<事業者> 所在地 広島県三原市須波ハイツ2丁目2番5号

事業者 医療法人宗斉会 宗斉会須波居宅介護支援事業所

説明者 _____ 印

上記により重要事項の説明を受けました。

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印

<利用者の家族> 住所 _____

氏名 _____ 印